ロクハ公園ドッグラン利用規定

「ロクハ公園ドッグラン」(以下「本施設」という。)は、犬と一緒に遊ぶというだけの施設ではなく、飼い主のマナー向上と、情報交換の場でもあり、その中で正しいしつけ方を身につけていただく施設とする。

本施設の利用にあたっては、「ロクハ公園ドッグラン利用規定」(以下「本規定」という。)の内容を遵守すること。

なお、本施設内で起こった事故、トラブル等に関して、当方では一切の責任を負わないものとする。

(会員)

- 1. 本規定に従い、登録された飼い主(以下「会員」という。)とその犬に限り、本施設を利用することができる。
- 2. 会員はその家族については同伴させ、本施設を利用することができる。
- 3. 会員の登録期間は、年度分として4月1日から翌年3月27日(この日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、これらの日前においてこれらの日に最も近い当該休日等以外の日とする。)までの1年間とする。ただし、4月1日を越えて登録された会員は、当該年度の3月27日までとする。
- 4. 会員登録は無料とする。

(会員資格)

- 5. 会員は以下の条件を満たしていること。
 - (1) 畜犬登録している犬と、その飼い主であること。
 - ※ 飼い主が18歳未満の場合は、同一世帯内の18歳以上の家族を会員とする。
 - ②申請日において1年以内に狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。
 - ③申請日において1年以内に5種以上の伝染病予防混合ワクチンの接種を受け、接種済証明書等の提示が出来ること。ただし、次回の接種時期について獣医師の指示がある場合には、申請日において直近に接種した5種以上の伝染病予防混合ワクチンが有効期間内であることおよび、それが確認できる接種済証明書等の

提示ができること。

- ④狂犬病予防法及び滋賀県動物の保護および管理に関する条例など関係法規を 遵守していること。
- ⑤本施設の維持及び管理運営に協力できること。
- 6. 闘犬目的の犬や、その類の犬種、日常的に噛み癖がある犬については登録対象外とする。

(会員登録)

- 7. 本施設の会員登録は、本規定の内容を理解したうえで、下記書類またはロクハ公園公式ホームページ内の所定のフォームにより申請すること。
 - ①ロクハ公園ドッグラン会員登録申請書兼誓約書(様式第1号)
 - ②1年以内の5種以上混合ワクチン接種証明書(写し)または、次回の接種時期について獣医師の指示がある場合には、直近に接種した5種以上混合ワクチンが有効期間内であることが確認できる接種証明書(写し)
 - ③犬の全体写真(カラー)
 - ※ 写真の大きさはL判(89mm×127mm)程度とし、不鮮明な写真に関しては 再度提出を求めることがある。
- 8. 会員はその登録する犬のサイズにより、中型・大型犬と小型犬会員に分類される。
- 9. 犬のサイズ登録は会員の自己申告によるものとする。ただし、ロクハ公園職員による確認を行う場合がある。
- 10. 各会員は利用に関する説明を受けた後、「ロクハ公園ドッグラン会員登録証」(以下「会員証」という。)の交付を受けるものとする。
- 11. 次年度以降は、年度更新登録を行うものとする。
- 12. 会員証を紛失した場合は、会員登録証紛失届および再交付申請書(様式第2号)により、すみやかに届け出ること。

(利用方法)

- 13. 本施設は「中型・大型犬エリア」と「小型犬エリア」の2区画に分けて運営し、会員は登録された犬のサイズに応じたエリアを利用するものとする。
- 14. 利用方法は「1頭利用」または「貸切利用」のいずれかとし、利用エリアは前条に準ずる。

- 15. 本施設の利用は、会員自らの責任において利用すること。本施設内で生じた、事故・怪我・悪天候時の利用等による病気・その他会員同士のトラブルへの対処にロクハ公園は一切関与しないものとし、会員間で解決を図ること。ただし、ロクハ公園への報告は必ず行うこと。
- 16. 本施設内の門扉は常に施錠しておくこと。入退場時は速やかに開閉し、必ず施錠確認を行うこと。
- 17. 会員証は、利用中常に携行して、他の利用者が確認できる状態にしておくこと。
- 18. 本施設の利用はロクハ公園ホームページから事前に利用予約または当日公園 事務所窓口での利用申込により行うこと。利用者は利用開始時間前に公園事務所窓 口にて、ホームページまたは公園事務所窓口で受取った利用申請受付情報を提示し、 所定の利用料金(別表1)を支払うこと。
- 19. 犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードを外すこと。常に犬から目を離さず、必ずそばにいて他の犬や利用者の迷惑とならないように注意すること。リードを離せるのは会員1人につき1頭までとする。
- 20. 本施設に持ち込める私物は、犬の遊び道具として使用する野球ボール程度の大きさで柔らかい物のみとし、自らで管理し、必ず持ち帰ること。
- 21. 新たな利用者が来場された場合は、入場中のすべての利用者は犬を一旦リードにつなぐこと。また、新たに入場される方は、入場中の利用者に対して入場する旨を告げ、本施設内の犬がすべてリードにつながれたことを確認してから入場すること。
- 22. 犬同士の喧嘩などが予想される場合は、リードを外さず、子犬や小型犬がいる場合は特に注意すること。
- 23. 本施設内において犬が人を噛んだ時は、法令に基づき必ず草津保健所に届け出ること。
- 24. 本施設以外の場所にはいかなる理由でも立ち入らないこと。
- 25. 糞及びゴミは必ず持ち帰ること。

(利用日)

26. 毎年4月1日より翌年3月27日までとする。但し、7月1日から8月31日までのプール営業期間と年末年始(事務所休場日)及び本施設、関連施設の清掃・点検等を行う際は休場とする。

(利用時間)

- 27. 本施設の利用時間は以下のとおりとする。
- ・午前9時から午後5時

ただし、イベント等により貸切となる場合がある。

(利用の休止等)

28. (公財)草津市コミュニティ事業団は、イベント開催等により本施設を休場又は利用制限することができる。なお、イベント開催時に本施設を利用する場合、会員以外も利用できるものとする。

(施錠および施設管理)

29. 本施設の管理については、会員登録した利用者自らが施設の施錠を行い、また施設の備品などを移動させた場合は使用前の位置へ戻すこと。

(会員登録の取り消し)

- 30. 本施設利用時において以下の禁止事項に該当する場合は、登録の取り消し、または利用停止とする。
 - ①虚偽による利用登録の申請
 - ②会員証の貸し借り及び譲渡
 - ③利用時間外の本施設への入場
 - ④病気中または、発情期間中の犬の本施設利用
 - ⑤犬以外のペットを連れての入場
 - ⑥本施設内における飲食、喫煙及び火気の使用
 - ⑦ドッグラン及び駐車場以外への立ち入り行為
 - ⑧駐車スペース以外への車の乗り入れ及び駐停車
 - ⑨競技(スポーツ)及びその練習を目的とする行為
 - ⑩他の利用者に対する迷惑行為
 - ①公の秩序、及び善良な風俗を害する恐れがある行為
 - ⑫営利を目的とする行為
 - (13) 宗教的活動または政治的活動などを目的とする行為
 - (4)その他、本利用規定に違反する行為

(登録内容の変更)

31. 登録内容に変更があった場合は、登録内容変更届(様式第3号)を速やかに提出すること。

(退会)

32. 利用期間内に退会する場合は退会届(様式第4号)に会員証を添えて速やかに提出すること。

(規定の改正)

29. 本規定は、必要に応じて改正することができる。

付則

本規定は、令和5年6月1日から施行する。

本規定は、令和7年11月1日から施行する。

別表1

利用方法	利用料金
1頭で利用	500円(1時間当り)
本施設貸切	3,000円(1時間当り)

注:利用時間は1時間単位とし、利用開始から本施設利用終了時間である午後5時までの間が1時間に満たない場合も1時間分の利用料金を徴収する。